



成年被後見人に選挙権

公選法の制限「違憲」

成年後見人が付くと選挙権を失う公選法の規定は憲法に違反するとして、知的障害のある女性が国を相手に選挙権があることの確認を求めた訴訟の判決で、東京地裁は14日、「規定は違憲で無効」と判断し、国政選挙で女性の投票権を認めた。(3面に「表層深層」、25面に判決要旨、27面に関連記事)

東京地裁 初判断

判決骨子

- 憲法に鑑み、選挙権の制限は原則として許されず、「やむを得ない事情」が必要だ
- 成年被後見人の選挙権を剥奪しなければ公正な選挙ができないとは認められない
- 被後見人から一律に選挙権を奪うのは後見制度の趣旨に反し、国際的な潮流にも反する
- 被後見人に選挙権はないとする公選法の規定は違憲で無効だ

定塚誠裁判長は「憲法が国民に保障する選挙権の制限は原則として許されない。被後見人全てが投票の能力を欠くわけではないのは明らかで、選挙権を一律に奪うことはできない」と述べた。

成年後見制度の選挙権喪失に関する初の憲法判断で、札幌、さいたま、京都の各地裁で起訴されている同種訴訟にも影響を与える可能性がある。最高裁によると昨年時点で被後見人は約13万6千人。長はます「障害などの

成年後見制度、認知的障害、知的障害、精神障害などで判断能力が十分でない成人を保護、支援する制度。代理人は本人がした不利益な契約を取り消したり、代わりに契約したりできる。2000年に禁治産、準禁治産制度を廃止して導入された。判断能力に乏しい後見、保佐、補助の3種類があり、選挙権を失うのは後見だけ。最高裁によると、11年には全国の家族で後見開始の審判申し立てが約2万5千件あった。制度導入から同年までの申し立て総数は約21万8千件。

「可能性があると主張。しかし判決は「不正投票が頻繁に起きて、選挙の公正が害される恐れは見いだしたがたい」と退け、選挙権を奪う事情はないとした。

また後見制度は障害のある人なども通常の生活を送れる社会づくりに目指して設けられ、海外でも選挙権制限が改正されていると言及。選挙権の制限は「制度の趣旨にも、国際的な潮流にも反する」と名見耶さん側の主張を全面的に認めた。

定塚裁判長は判決内容を説明した後、「いい人生を生きてください」と名見耶さんに語り掛けた。

原告は茨城県牛久市の名見耶さん(50)。ダウン症で中度の知的障害がある。2007年2月に父清吉さん(81)が後見人となるまでは投票をしていた。判決理由で定塚裁判長はまず「障害などのハンディキャップを負う人も主権者である」とは言うまでもない」と強調し、「民主主義の根幹である選挙権を奪うのは選挙の公正確保が不可能な困難な『やむを得ない事情』がある、極めて例外的な場合に限られる」との判断枠組みを提示した。

その上で、後見開始の際に審査されるのは財産管理能力の有無だとし、財産の適切な管理はできなくても投票ができる人は少なくない、と指摘した。

国側は選挙権否定の理由として「第三者の働き掛けで不正、不適切な投票が行われる」と主張した。

医療法人 知音会
御池クリニック
(旧称:坂崎診療所)
放射線科(PET/CT・MRI・CT)・内科・人間ドック
回診車庫40台完備 地下鉄東西線西大路御池駅下車出口すぐ
☎075-823-3000・3080(予約専用)
<http://www.oike-clinic.jp/>